

# 選 択 約 款 変 更 届 出 書

沖電お営営発第 66 号

平成 27 年 2 月 5 日

経済産業大臣 宮沢 洋一 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目 2 番 1 号

沖 縄 電 力 株 式 会 社

代表取締役 大 嶺 満  
社 長

次のとおり選択約款を変更したので、電気事業法第 19 条第 12 項の規定により届け出ます。

変 更 の 内 容	別紙に記載のとおりであります。
実 施 期 日	平成 27 年 4 月 1 日



別 紙

業務用蓄熱調整契約

( 選 択 約 款 )

平成 27 年 4 月 1 日実施

沖 縄 電 力 株 式 会 社



# 目 次

1	目 的	1
2	選択約款の届出および変更	1
3	適用条件	1
4	季節区分, 平日休日区分および時間帯区分	1
5	料 金	2
6	夜間使用電力量の計量	5
7	蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い	6
8	そ の 他	7
	附 則	8
	別 表	13

## 1 目 的

この選択約款は、お客さまが蓄熱槽を有する負荷等の蓄熱式運転を行ない、昼間から夜間への負荷移行を実施していただくことにより、当社の電力供給設備の効率的運用を図ることを目的といたします。

## 2 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、電気事業法第19条第12項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、電気供給約款（平成27年2月5日届出。以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には、この選択約款を変更いたします。

## 3 適 用 条 件

供給約款の業務用電力または選択約款の業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力もしくは業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受け、蓄熱槽を有する負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）により、4（季節区分、平日休日区分および時間帯区分）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能なお客さまで、当社との協議がととのった場合に適用いたします。

## 4 季節区分、平日休日区分および時間帯区分

- (1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

- (2) 平日休日区分は、次のとおりといたします。

イ 平 日

ロにいう休日以外の日をいいます。

ロ 休 日

別表1（休日扱い日）に定める日をいいます。

(3) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼 間 時 間

毎日9時から23時までの時間をいいます。

ロ 夜 間 時 間

昼間時間以外の時間をいいます。

## 5 料 金

各月の料金は、業務用電力、業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力によって料金として算定された金額から(1)によって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、お客さまと当社との協議によって、蓄熱割引額を算定する期間を定めることがあります。

(1) 蓄 熱 割 引 額

蓄熱割引額は、その1月の蓄熱電力量により、次のとおり算定いたします。

イ 業務用電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄 熱 割 引 額} = \text{業務用電力の夏季料金} \times \text{その1月の蓄熱電力量} \times \text{(4)イの} \\ \text{またはその他季料金} \times \text{蓄熱割引率}$$

この場合、夏季の蓄熱電力量には、業務用電力の夏季料金および(4)イの夏季蓄熱割引率を、その他季の蓄熱電力量には、業務用電力のその他季料金および(4)イのその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の蓄熱電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。

ロ 業務用電力Ⅱ型として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{業務用電力Ⅱ型の夏季料金}}{\text{またはその他季料金}} \times \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \text{(4)ロの蓄熱割引率}$$

この場合、夏季の蓄熱電力量には、業務用電力Ⅱ型の夏季料金および(4)ロの夏季蓄熱割引率を、その他季の蓄熱電力量には、業務用電力Ⅱ型のその他季料金および(4)ロのその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の蓄熱電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。

#### ハ 業務用季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{業務用季節別時間帯別電力の夜間時間における電力量料金}}{\text{電力量料金}} \times \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \text{(4)ハの蓄熱割引率}$$

#### ニ 業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{業務用ウィークエンド電力の夏季もしくはその他季平日料金または夏季もしくはその他季休日料金}}{\text{もしくはその他季平日料金または夏季もしくはその他季休日料金}} \times \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \text{(4)ニの蓄熱割引率}$$

この場合、夏季平日の蓄熱電力量には、業務用ウィークエンド電力の夏季平日料金および(4)ニの夏季平日蓄熱割引率を、夏季休日の蓄熱電力量には、業務用ウィークエンド電力の夏季休日料金および(4)ニの夏季休日蓄熱割引率を、その他季平日の蓄熱電力量には、業務用ウィークエンド電力のその他季平日料金および(4)ニのその他季平日蓄熱割引率を、その他季休日の蓄熱電力量には、業務用ウィークエンド電力のその他季休日料金および(4)ニのその他季休日蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の蓄熱電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。

### (2) 蓄熱電力量



蓄熱電力量は、6（夜間使用電力量の計量）により計量された夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし、夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は、夜間使用電力量から(3)によって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお、お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

### (3) 控除電力量

控除電力量は、夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。

この場合、控除率は、別表2に定める「標準控除率表」の値、または蓄熱槽を有する負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか、蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の稼働状況等にもとづいてあらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

### (4) 蓄熱割引率

蓄熱割引率は、次のとおりといたします。

#### イ 業務用電力として電気の供給を受ける場合

夏季蓄熱割引率	0.453
その他季蓄熱割引率	0.401

#### ロ 業務用電力Ⅱ型として電気の供給を受ける場合

夏季蓄熱割引率	0.391
その他季蓄熱割引率	0.333

#### ハ 業務用季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引率	0.242
-------	-------

ニ 業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受ける場合

	平 日	休 日
夏季蓄熱割引率	0.421	0.322
その他季蓄熱割引率	0.366	0.257

(5) 単位および端数処理

イ 控除電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 控除率の単位は、1パーセントとし、その端数は、切り捨てます。

6 夜間使用電力量の計量

(1) 当社は、蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を、原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、4（季節区分、平日休日区分および時間帯区分）(3)イの昼間時間を毎日8時から22時までに変更することがあります。

また、蓄熱式負荷設備は、専用の回路で施設していただきます。

(2) 夜間使用電力量の計量は、供給約款29（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。

(3) 業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受けるお客さまの場合、夜間使用電力量の計量は、原則として記録型計量器により平日休日別に行ないます。

ただし、記録型計量器の取付けができない場合は、その1月に計量された夜間使用電力量をその1月の平日および休日の使用電力量の比であん分してえた値をそれぞれ平日および休日の夜間使用電力量といたします。

(4) 供給電圧と夜間使用電力量の計量電圧が異なる場合の取扱いは供給約款附則4（供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）に準じて行ないます。

(5) 夜間使用電力量の計量は、特別の事情がない限り1計量をもって行ないます。

- (6) 当社が承認した小容量の氷蓄熱式空調システムを使用し、当社との協議がととのった場合には、当該システムの夜間使用電力量は、(1)にかかわらず、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

## 7 蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い

- (1) 次のいずれにも該当し、当社との協議がととのった場合の各月の料金は、5（料金）によって料金として算定された金額から(2)によって算定された金額（以下「蓄熱ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものとしていたします。

イ 業務用電力、業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力の契約電力（以下「契約電力」といいます。）が500キロワット以上で、お客さまが適用を希望されること。

ロ 蓄熱式空調システムの運転によって、昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果、夜間時間に最大需要電力が発生すること。

- (2) 蓄熱ピークシフト割引額

蓄熱ピークシフト割引額は、1月につき次のとおり算定いたします。

蓄熱ピークシフト割引額＝(3)の蓄熱ピークシフト電力×(4)の割引単価

- (3) 蓄熱ピークシフト電力

蓄熱ピークシフト電力は、蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい、契約電力から1年を通じての昼間時間の最大需要電力を差し引いた値を上限として、蓄熱式負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

なお、各月の昼間時間の最大需要電力の実績等から、蓄熱ピークシフト電力が不相当と認められる場合には、すみやかに蓄熱ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

- (4) 割 引 単 価

割引単価は1月につき次のとおりといたします。

イ 業務用電力または業務用季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき	1,454円76銭
---------------------	-----------

ロ 業務用電力Ⅱ型または業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受ける場合

蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき	1,836円00銭
---------------------	-----------

- (5) 当社は、夜間時間および昼間時間の最大需要電力を計量するため、それぞれの時間帯別に計量できる30分最大需要電力計を取り付けます。
- (6) 1年を通じて夜間時間に最大需要電力が発生しないことが明らかになった場合等については、本取扱いの適用をただちに解消させていただきます。
- なお、それが本取扱い適用後1年に満たない場合の料金は、既に適用した蓄熱ピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の料金として算定された金額に加算したものといたします。

## 8 そ の 他

- (1) 当社は、必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。
- (2) お客さまが、蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼働方法の変更または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。
- (3) この選択約款に定めのない規定については、供給約款、業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力の定めるところによるものといたします。

# 附 則

## 1 実 施 期 日

この選択約款は、平成27年4月1日から実施いたします。

## 2 延滞利息の適用開始時期

- (1) 5（料金）および7（蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い）については、平成28年4月1日以降に支払義務が発生する料金について適用するものとし、平成28年3月31日以前に支払義務が発生する料金については、附則3（延滞利息の適用開始までの取扱い）を適用いたします。ただし、(2)の場合を除き、平成28年3月の検針日の翌日から平成28年4月の検針日までの期間に需給契約が消滅した場合の料金は、平成28年4月1日以降に支払義務が発生する料金といたします。
- (2) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。

## 3 延滞利息の適用開始までの取扱い

### (1) 料 金

各月の料金は、業務用電力、業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力によって算定された早収料金の場合の金額から蓄熱割引額を差し引いたものを早収料金として算定いたします。

なお、お客さまと当社との協議によって、蓄熱割引額を算定する期間を定めることがあります。

### イ 蓄 熱 割 引 額

蓄熱割引額は、その1月の蓄熱電力量により、次のとおり算定いたします。

- (イ) 業務用電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{業務用電力の夏季料金}}{\text{またはその他季料金}} \times \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \text{ニ(イ)の蓄熱割引率}$$

この場合、夏季の蓄熱電力量には、業務用電力の夏季料金およびニ(イ)の夏季蓄熱割引率を、その他季の蓄熱電力量には、業務用電力のその他季料金およびニ(イ)のその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の蓄熱電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。

(ロ) 業務用電力Ⅱ型として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{業務用電力Ⅱ型の夏季料金}}{\text{またはその他季料金}} \times \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \text{ニ(ロ)の蓄熱割引率}$$

この場合、夏季の蓄熱電力量には、業務用電力Ⅱ型の夏季料金およびニ(ロ)の夏季蓄熱割引率を、その他季の蓄熱電力量には、業務用電力Ⅱ型のその他季料金およびニ(ロ)のその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の蓄熱電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。

(ハ) 業務用季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{業務用季節別時間帯別電力の夜間時間における電力量料金}}{\text{夜間時間における電力量料金}} \times \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \text{ニ(ハ)の蓄熱割引率}$$

(ニ) 業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{業務用ウィークエンド電力の夏季もしくはその他季平日料金または夏季もしくはその他季休日料金}}{\text{もしくはその他季平日料金または夏季もしくはその他季休日料金}} \times \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \text{ニ(ニ)の蓄熱割引率}$$

この場合、夏季平日の蓄熱電力量には、業務用ウィークエンド電力の

夏季平日料金およびニ(ニ)の夏季平日蓄熱割引率を、夏季休日の蓄熱電力量には、業務用ウィークエンド電力の夏季休日料金およびニ(ニ)の夏季休日蓄熱割引率を、その他季平日の蓄熱電力量には、業務用ウィークエンド電力のその他季平日料金およびニ(ニ)のその他季平日蓄熱割引率を、その他季休日の蓄熱電力量には、業務用ウィークエンド電力のその他季休日料金およびニ(ニ)のその他季休日蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の蓄熱電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。

#### ロ 蓄熱電力量

蓄熱電力量は、夜間使用電力量といたします。ただし、夜間使用電力量に控除電力量が含まれる場合は、夜間使用電力量からハによって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお、お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

#### ハ 控除電力量

控除電力量は、夜間使用電力量に控除率を乗じてえた値といたします。

この場合、控除率は、別表2に定める「標準控除率表」の値、または蓄熱式負荷設備の稼働状況等にもとづいてあらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

#### ニ 蓄熱割引率

蓄熱割引率は、次のとおりといたします。

##### (イ) 業務用電力として電気の供給を受ける場合

夏季蓄熱割引率	0.453
その他季蓄熱割引率	0.401

##### (ロ) 業務用電力Ⅱ型として電気の供給を受ける場合

夏季蓄熱割引率	0.391
その他季蓄熱割引率	0.333

(ハ) 業務用季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引率	0.242
-------	-------

(ニ) 業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受ける場合

	平日	休日
夏季蓄熱割引率	0.421	0.322
その他季蓄熱割引率	0.366	0.257

ホ 単位および端数処理

(イ) 控除電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ロ) 控除率の単位は、1パーセントとし、その端数は、切り捨てます。

(2) 蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い

イ 次のいずれにも該当し、当社との協議がととのった場合の各月の料金は、

(1) によって算定された早収料金の場合の金額から蓄熱ピークシフト割引額を差し引いたものを早収料金として算定いたします。

(イ) 契約電力が500キロワット以上で、お客さまが適用を希望されること。

(ロ) 蓄熱式空調システムの運転によって、昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果、夜間時間に最大需要電力が発生すること。

ロ 蓄熱ピークシフト割引額

蓄熱ピークシフト割引額は、1月につき次のとおり算定いたします。

蓄熱ピークシフト割引額＝ハの蓄熱ピークシフト電力×ニの割引単価

ハ 蓄熱ピークシフト電力

蓄熱ピークシフト電力は、蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間に移



行された増分電力をいい、契約電力から1年を通じての昼間時間の最大需要電力を差し引いた値を上限として、蓄熱式負荷設備の容量(キロワット)等にもとづき、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

なお、各月の昼間時間の最大需要電力の実績等から、蓄熱ピークシフト電力が不相当と認められる場合には、すみやかに蓄熱ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

## ニ 割引単価

割引単価は1月につき次のとおりといたします。

(イ) 業務用電力または業務用季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき	1,454円76銭
---------------------	-----------

(ロ) 業務用電力Ⅱ型または業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受ける場合

蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき	1,836円00銭
---------------------	-----------

ホ 当社は、夜間時間および昼間時間の最大需要電力を計量するため、それぞれの時間帯別に計量できる30分最大需要電力計を取り付けます。

へ 1年を通じて夜間時間に最大需要電力が発生しないことが明らかになった場合等については、本取扱いの適用をただちに解消させていただきます。

なお、それが本取扱い適用後1年に満たない場合は、既に適用した蓄熱ピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の早収料金の場合の金額に加算したものを早収料金として算定いたします。

## 別 表

### 1 休日扱い日

この選択約款において、休日扱い日とは、次の日をいいます。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 1月1日、1月の第2月曜日、2月11日、4月29日、5月3日、5月4日、5月5日、7月の第3月曜日、9月の第3月曜日、10月の第2月曜日、11月3日、11月23日および12月23日
- (4) 各年ごとに定める次の日

平成27年	9月22日、9月23日
平成28年	3月20日、8月11日、9月22日
平成29年	3月20日、8月11日、9月23日
平成30年	3月21日、8月11日、9月23日
平成31年	3月21日、8月11日、9月23日
平成32年	3月20日、8月11日、9月22日
平成33年	3月20日、8月11日、9月23日
平成34年	3月21日、8月11日、9月23日
平成35年	3月21日、8月11日、9月23日
平成36年	3月20日、8月11日、9月22日
平成37年	3月20日、8月11日、9月23日

- (5) (3)または(4)に定める日が日曜日となる場合、その翌日以降でその日に最も近い(3)または(4)でない日
- (6) 1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日

## 2 標準控除率表

用途	業種	標準控除率
空調	旅館・ホテル	20パーセント
	病院	10パーセント
	コンピュータセンター	20パーセント
	放送局	30パーセント
給湯	旅館・ホテル	30パーセント
	寮	10パーセント



# 添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 選択約款の変更の内容

沖 縄 電 力 株 式 会 社



## 1 変更を必要とする理由

当社は、電気供給約款が平成 27 年 2 月 5 日届出により変更となったことにと  
もない、本選択約款についても変更することといたしました。

つきましては、電気事業法第 19 条第 12 項の規定にもとづき、ここに平成 26  
年 1 月 28 日届出の業務用蓄熱調整契約（選択約款）の変更を届け出る次第であ  
ります。





## 2 選択約款の変更の内容

電気供給約款の変更にともない、この選択約款の供給条件に対し必要となる変更を行なうとともに、休日等の見直しを行ないました。

